

実務経歴書の記入例

(公財) 建築技術教育普及センター業務部業務第一課行き

◆氏名
・略称、通称名ではなく、住民票記載のとおり正確に記入する。

◆受験番号
・不明な場合は未記入でも構わない。

◆地位職名
・役職名、肩書き等を記入する。特にない場合は未記入でも構わない。

◆在職期間
・建築実務に携わった期間を記入する。

◆実務期間
・他の業務に付随して建築業務を行った場合には、全体の期間に占める建築実務を行った期間の割合(%)を記入し、実務期間を算定する。
(例: 1年(在職期間) × 50%(割合) = 6ヶ月)

受験番号(不明な場合は未記入): _____

氏名 **建築 士郎** 生年月日 平成・昭和 年 月 日 電話番号(携帯電話等) _____

勤務先 (部課名まで)	所在地 (番地まで)	地位 職名	在職期間		建築実務の内容 (できるだけ具体的に記入して下さい。)	実務期間	
			年月	期間①		割合②	③×②
昭和建築設計事務所 設計部	〇〇県〇〇市 〇〇町 8-8	所員	H 19 4	H 21 3	2 年 0 月	50%	1 年 0 月
◆勤務先等・所在地 ・部、課名まで記入する。 ・番地まで記入する。		所員	H 21 4	H 21 12	9 年 0 月		
紀尾井建設㈱ 構造部設計課	東京都千代田区 〇〇町 1-2 □ビル 2F	係員	H 22 1	H 22 12	1 年 0 月	50%	0 年 6 月
		主任	H 23 1	H 24 12	2 年 0 月	100%	2 年 0 月
紀尾井建設㈱ 横浜支店 工事課	神奈川県横浜市中区 〇〇町 3-3 △△事務所	主任	H 25 1	H 26 5	5 年 1 月	100%	1 年 5 月
同勤務先であるが、本店、支店等の異動の場合には、各行を利用のうえ記入する。			同勤務先において所属部署、地位役職、実務内容が変わる場合には、各行を利用のうえ記入する。所属部署等の変更について住所が異なる場合には直近の住所等を記入する。				
実務期間の合計						5 年 8 月	

◆建築実務の内容
・携わった実務の内容(工事名、物件名、物件数、職務内容等を具体的に)を記入する。
注)単なる労務や、「建築一式工事」「大工工事」「建築設備の設置工事」に該当しない工事の施工監理は、建築実務に含まれないので、必ずその割合を除外する。

平成 20 年 11 月 28 日以降、建築実務として認められない業務を行っている場合は在職期間を「平成 20 年 11 月」までと記入する。

◆実務期間の合計
・上記に記入する実務期間の合計を記入する。

一級建築士試験 受験申込書「実務経歴書」の注意事項

<実務経歴書の記入に係る注意>

1. 建築士法の改正により、平成 20 年 11 月 27 日以前と平成 20 年 11 月 28 日以降で建築実務の取扱いが異なります。平成 20 年 28 日以降に建築実務として認められない内容は「実務経歴書」において起算しないよう注意して下さい。
2. 実務経歴は、勤務先(職場)ごとに記入して下さい。記入欄が足りない場合は、様式をコピーし記入のうえ貼付欄に貼り付けて下さい。
3. 「在職期間」は、和暦(元号)で記入して下さい。(例: 令和か R、平成か H、昭和か S)
4. 「建築実務の内容」は具体的に記入して下さい。在職期間に対し建築実務以外の業務を行った場合には、「在職期間の年月」②に対し建築実務を行った割合③をパーセントで併記し、「在職期間の年月」にその割合を乗じた年月(②×③)を「建築実務の年月」欄に記入して下さい。なお、在職中であっても長期療養等の理由で実際に建築実務を行っていない期間がある場合は算入できません。

「建築実務の内容」の記入例	〇〇駅前事務所ビル新築工事(RC造10階建)の設計補助、〇〇商業ビル新築工事(S造4階建)の建築一式工事の施工管理、〇〇小学校体育館ほか3棟の耐震診断、〇〇邸(木造2階建)新築工事の設計補助、〇〇店舗増築工事(1階店舗部分等約 50 ㎡の工事監理補助)、〇〇マンション(RC造7階建)の設備工事の設計補助
---------------	--

5. 大学院、高等専門学校専攻科の期間を建築実務とする場合は、修了した学校名、在学期間を記入し、建築実務の内容欄については、平成 20 年以前の入学者は研究内容(テーマ名)等を、また平成 21 年以降の入学者の場合は「インターンシップ関連科目の修得」と記入して下さい。
6. 建築に関する実務経歴について、学歴による場合は当該学校を卒業してからの経歴、二級建築士による場合は免許登録を行ってからの経歴(4年以上)、建築設備士による場合は合格(修了)してからの経歴(4年以上)を、勤務先(職場)ごとに分けて年代順に記入して下さい。
7. 制度改正に伴い、合格後の免許登録時には改めて実務経歴書と実務経歴証明書の提出が必要となります。